

国別の労働安全衛生制度について

—ドイツ連邦共和国—

中央労働災害防止協会

技術支援部国際センター

2020年6月更新版目次

目 次

第 I 部 ドイツの国情

I 国名、国旗及び領域の地図

1 国名

2 国旗

3 領域の地図

II ドイツの国情（以下の資料出所は、特記しない限り外務省ウェブサイト(令和 2 年（2020 年）1 月 24 日版)による。）

一般事情

1 人口

2 面積

3 首都

4 民族

5 言語

6 宗教

7 国旗

8 国歌

9 略史

政治体制

1 政体

2 元首

3 議会

4 政府・閣僚名簿

内政

外交

国防

経済

経済指標（出典：独連邦統計庁他）

二国間関係

1 政治関係

2 経済関係

- 3 文化関係
- 4 在留邦人数及びドイツに進出している日系企業（拠点）数
- 5 本邦在留独人数
- 6 友好協会等
- 7 要人往来（省略）
- 8 二国間条約（主なもの）

○ドイツの祝祭日

第Ⅱ部 ドイツの労働災害発生状況について

- I ドイツ法定災害保険（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung）の概要
- II 労働災害発生状況（通勤災害を含む。）の総括的な状況について（「フルタイム労働者換算（FTE）1,000人当たり（の発生率）」についての日本との比較を含む。）
- III 分野別、同業者労災保険組合（略称：BG）別の報告された災害
- IV 産業分野別及び同業者労災保険組合別の報告されたフルタイム換算労働者1,000人当たりの発生率（Reportable accidents at work per 1,000 full time equivalent employees (FTE)）
- V 分野別及び同業者労災保険組合別の100万労働時間当たりの報告された災害件数（訳者注：つまり度数率）（Reportable accidents at work per one million hours worked by sector and BG）（日本の度数率との比較を含む。）

VI 部門別及び同業者労災保険組合別の職場における死亡災害 (Fatal accidents at work by sector and BG)

VII 職業性疾病 (Occupational diseases (ODs))

VII-1 全体の傾向

VII-2 Fatalities due to OD (職業性疾病による死亡) (日本における石綿又は中皮腫による職業上の肺がん又は中皮腫の
労災補償状況 (2016 年度～2018 年度) を含む。)

VII-3 Notifications of suspected cases of OD (職業性疾病の疑いのある届け出件数)

VII-4 Occupational causation of OD confirmed (職業性の因果関係が確定された職業性疾病)

VII-5 Recognized cases of OD (認定された職業病疾病)

VII-6 New occupational disease pensions (新規の職業性疾病年金) VII-7 Compensation benefits (補償の給付)

VII-7 Compensation benefits (補償の給付)

VII-8 Prevention activities (予防活動)

VIII Definition of terms (用語の定義)

第III部 ドイツにおける労働安全衛生を所管する行政機関及びドイツ法定災害保険の組織体制と活動状況について

1 総括的事項

2 所管行政機関の体制と活動状況

- (1) 労働安全衛生を所管する連邦政府、各州、ドイツ法定災害保険、同業者労災保険組合（BG）等による労働安全衛生を推進する体制の二元性
- (2) ドイツ連邦政府労働社会問題省（BMAS）の労働安全衛生を所管する部局について

第IV部 ドイツの労働安全衛生関係法令の概要

1 労働安全衛生に関連する個別の法律（Gesetz）等の概要

- (1) 「労働時の就業者の安全及び保健を改善するための労働保護措置の実施に関する法律（略称：労働保護法）」

○別記1 **Act on the Implementation of Measures of Occupational Safety and Health to Encourage Improvements in the Safety and Health Protection of Workers at Work**（ドイツ語原典の標題：**Gesetz über die Durchführung von Maßnahmen des Arbeitsschutzes zur Verbesserung der Sicherheit und des Gesundheitsschutzes der Beschäftigten bei der Arbeit (Arbeitsschutzgesetz: ArbSchG)**（日本語仮訳：労働安全衛生対策実施法：労働保護法、略称：ArbSchG）の全文の「英語又はドイツ語原文—日本語仮訳」

○別記2 ドイツ労働保護法第21条の抄訳

- (2) 「産業医、安全技師及びその他労働安全専門員に関する法律」

○別記3 **Act on Occupational Physicians, Safety Engineers and Other Occupational Safety Specialists**（ドイツ語原文の標題：**Gesetz über Betriebsärzte, Sicherheitsingenieure und andere Fachkräfte für Arbeitssicherheit**（日本語仮訳；産業医、安全技師及びその他の労働安全専門員に関する法律））の全文の「英語又はドイツ語原文—日本語仮訳」

- (3) 1996年8月7日の「公的労災保険を社会法典に編入するための法律（労災保険・編入法）」
- (4) 「労働時間法」
- (5) 「働く母親の保護に関する法律」

2 ドイツ労働社会問題省が制定した主要な労働安全衛生関係の規則

3 上記2で紹介した以外のドイツ労働社会問題省が制定、施行している法律及び規則の例示

4 ドイツ法定災害保険 (DGUV) が制定した **Vorschrift** (規則、英語では **regulation**)

- (1) DGUV Vorschrift 1 の英語版目次
- (2) 英語版 DGUV Vorschrift 1 の第 1 条から第 3 条までを抜粋した日本語仮訳
- (3) DGUV Vorschrift 2 の英語版目次
- (4) 英語版 DGUV Vorschrift 2 の第 1 条から第 5 条までを抜粋した日本語仮訳
- (5) DGUV Vorschrift 2 の Annex 1 (to Section 2(2) ; 第 2 条第 2 項に附属するもの)の英語版抜粋の日本語訳
- (6) DGUV Vorschrift 2 の Annex 2 (to Section 2(3) ; 第 2 条第 3 項)の英語版抜粋の日本語訳

5 UVV のいくつかの例

第V部 今までに紹介した以外の安全衛生機関、団体等の組織、活動等について

- 1 ドイツ連邦共和国労働安全衛生研究所 (Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin (BAuA) ; 英語では、Federal Institute for Occupational Safety and Health)
- 2 国家労働安全衛生協議会
- 3 法定災害保険の 3 つの付属研究所
- 4 ドイツ産業医・工場医連盟
- 5 ドイツ連邦労働安全衛生機関協会
- 6 ドイツ規格協会 (Deutsches Institut für Normung e. V. ; 略称 DIN)

第VI部 法令名、機関名等のドイツ語原文

1 機関名、団体名等

2 ドイツの法令名のドイツ語原文、日本語訳、英語訳、ダウンロードできるウェブサイト

第Ⅶ部 参考資料